

令和 年 月 日

誓 約 書 (給水栓撤去・移設等)

明治用水土地改良区

理事長 石 川 克 則 様

転用関係者 (印鑑証明書添付)

住所

氏名

印

電話

1 土 地 市 町

2 転用目的

3 誓約事項

(1) 転用地に設置されている給水栓等の水利施設は、貴改良区及び地区配水総代の指示に従い、当方の責任、負担において速やかに **撤去・移設・変更** します。

(2) 転用地の造成、建築等の際に農業用水管を横断又は水路用地を使用する場合は、別途貴改良区に協議し指示に従います。

(3) 転用地に隣接する公共用地の地下 1.2m付近に農業用水管が埋設されていることは承知していますので、この管に負担がかからないよう配慮して造成、建築等を行います。

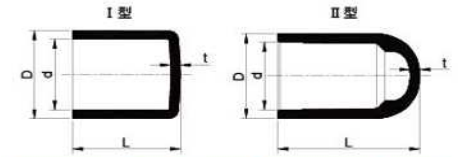
(4) 当方の不注意に起因し水利施設に損傷を与えた場合は、貴改良区の指示に従い当方の責任、負担において速やかに修復します。

(5) 給水栓の撤去又は移設時期

令和 年 月 日頃

工事着手、完了の際は貴改良区及び地区配水総代へ届出し、指示または検査を受けます。
工事写真(工事着手前、埋め戻し完了)は工事完了後に届出ます。

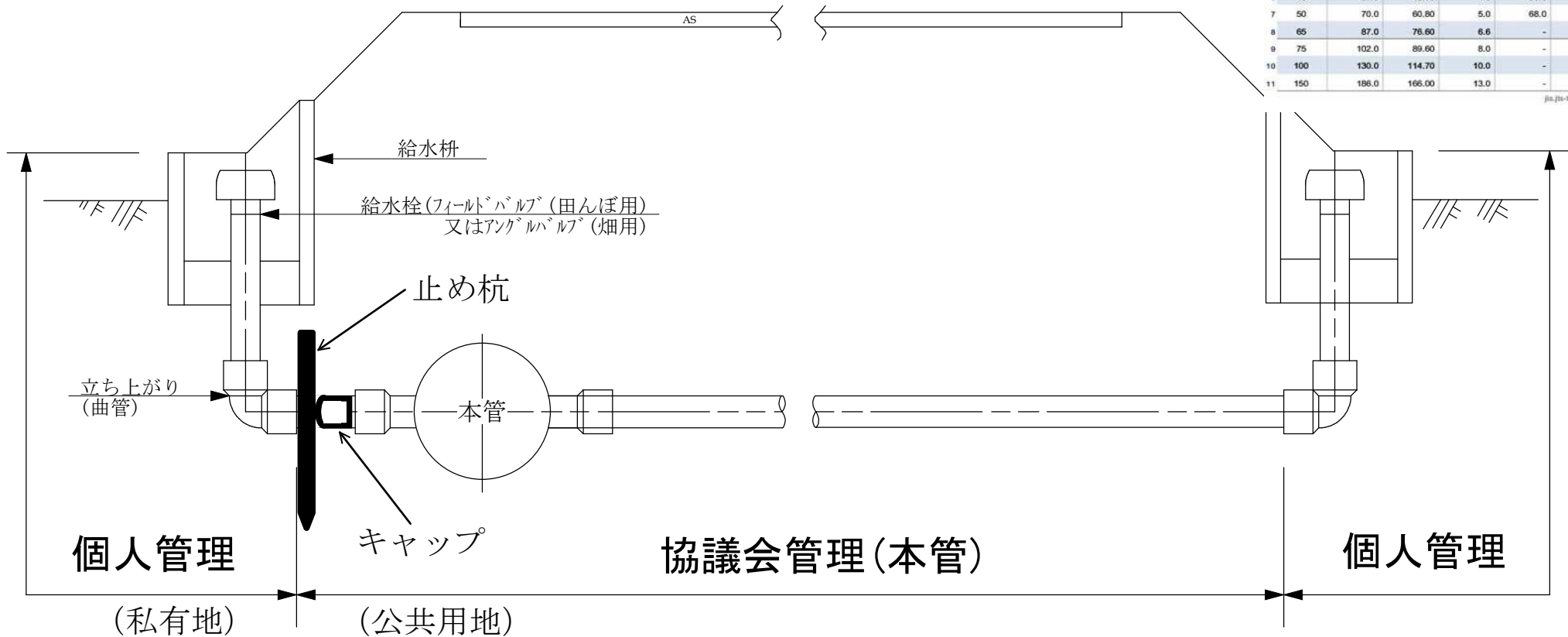
(6) その他、貴改良区及び地区配水総代の指示に従います。



呼び径	外径 D (mm)	内径 d (mm)	厚さ t (mm)	全長 L (mm)	
				I形	II形
1	13	24.0	18.40	3.0	29.0
2	16	29.0	22.40	3.5	33.5
3	20	33.0	26.45	3.5	38.5
4	25	40.0	32.55	4.0	44.0
5	30	46.0	38.60	4.0	48.0
6	40	57.0	48.70	4.5	59.5
7	50	70.0	60.80	5.0	68.0
8	65	87.0	76.60	6.6	-
9	75	102.0	89.60	8.0	-
10	100	130.0	114.70	10.0	-
11	150	186.0	166.00	13.0	-

jls-jts-tokyo.com

明治用水パイプライン協議会管理区分図



※民地配管、立ち上がり(曲管)からについては、個人管理とする。

※撤去・移設する際には、
総代の了承を得てから着手届の提出をし工事を行い、
完了時には完了届を速やかに提出すること。